

第3部 基本目標と施策展開の方向

ここでは、本県の母子保健の現状を踏まえ、今後の母子保健対策を推進していくための基本目標と施策展開の方向を明らかにします。

1 基本目標

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となるものです。昨今、少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、その役割は一層増してきています。

国においては、平成27年度から始まる「健やか親子21（第2次）」において、全国どこで生まれても、またどのような健康状態にあっても、一定の質が確保された保健サービスが受けられ、かつ、生命が守られるという地域間での健康格差を解消し、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指すこととし、そのための課題として次の5点を設定しました。

- 基盤課題A 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- 重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策

こうした国の方針を踏まえ、本県においても2つの視点に沿って「すべての子どもが健やかに育つ社会」を基本目標に設定しました。

- 社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域を目指します。
- 児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるための健康を維持・向上できることを目指します。



すべての子どもが健やかに育つ社会

2 施策展開の方向

前項で設定した目標を達成するため、次の基本方向に沿って各種施策を展開します。

(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

すべての親子が健康で不安なく生活できるよう、医療機関、行政、NPO、関係団体等が密接に関わりながら、妊娠・出産・産後における地域での切れ目のない総合的な母子保健サービスが提供できる体制を整備します。

(2) 学童期・思春期からの保健対策の推進

思春期における心身の健康の向上には、必要な知識や態度を身につけ、情報を自ら得るとともに、健康について前向きに考えていけるよう働きかけるとともに、保護者や周囲の人たちが、思春期の特性を十分に理解して子どもたちと接することができるよう、後方支援を行います。

(3) 健やかな成長・発達のための関係機関の連携強化

母子保健に携わる関係者が、必要な情報を共有し対象となる者へ効果的に支援できるよう、連携会議等の機会を設けます。

また、一定の質を確保した上でサービスが提供できるよう、関係者の資質向上に努めます。

施策の体系

